

## [事案 2021-20] 特約中途付加引受謝絶理由開示請求

・令和3年4月16日 不受理決定

### <事案の概要>

三大疾病一時金等の特約中途付加を申し込んだところ、保険会社が特約の引受けを見合わせたことについて、根拠ある理由の提示を求め、理由がなければ、特約の引受けを求めて申立てのあったもの。

### <不受理の理由>

裁定審査会では、申立内容の適格性について審査を行った結果、特約中途付加について、引受けの判断自体や見合わせた理由を含む判断基準、それを開示するか否かの判断は、いずれも保険会社の経営に関する重要な事項であるが、当審査会は、保険契約者等の保険契約上の具体的な権利が侵害された場合にこれを救済するための裁判外紛争解決機関であるため、会社の経営に関する事項の妥当性を検証する機関ではないこと、また、引受けの判断基準の変更や取消しも、会社の経営に関する事項であり、当審査会には会社の経営に関して指示や命令をする権限はないことから、申立てを不受理とした。